

令和8年度 大田市文化団体育成事業等補助金 募集要項

趣旨

大田市では、市内の芸術文化団体が継続して活動が行える仕組みづくりとして、子どもから高齢者まで様々な芸術文化活動への市民参加や鑑賞の機会をつくり、また、その活動の活性化を図るために、団体育成、人材育成などが期待できる持続可能な事業に対し活動費を助成します。

補助対象者

大田市内に住所を有する方又は市内に主たる活動拠点を有する芸術文化団体

対象とする事業・助成金額

芸術・文化の振興に関する活動

区分	事業概要	補助対象経費	補助率	補助限度額
特別事業	通常できない規模の事業の実施（文化力向上、周年事業、芸術文化創造発信事業、他団体とのコラボレーション事業など）	講師に対する謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、会場使用料など	補助対象経費の1/2以内	上限20万円/団体 ※事業規模により補助額決定
一般事業	通常の芸術文化活動（地域力向上、活動支援など）		補助対象経費の10/10	上限2万円/団体

対象とならない活動

- ・ 国、県又は市が交付する他の補助金の対象となる事業
- ・ 学校の管轄下で行われる事業
- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 宗教的、政治的な宣伝意図のあるもの
- ・ 助成対象期間以外に活動（支出・検収）されたもの

助成事業対象期間

令和9年3月29日（月）までに実施・完了する活動。事業終了後、10日以内に実績報告書を提出してください。

申込方法

- ・ 申請される場合は、事前にご相談ください。
 - ・ 所定の申請書に必要事項をご記入のうえ提出ください。
 - ・ 申請書等の様式は、大田市民会館のホームページからダウンロードも可能です。
 - ・ 内容によっては、ヒアリングを実施する場合があります。
- ※同一年度内において、補助金の交付は1回限りです。

募集期間

令和8年9月30日（水）まで

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

問合せ/申し込み先

大田市民会館

〒694-0064 大田市大田町大田イ128

TEL0854 (82) 0938 / FAX0854(82)9952

※ご不明な点はお気軽にご相談ください